

指定路線からの展望についての取り扱い

道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域では、自家用及び管理用広告物を除き、広告物の表示及び掲出物件の設置を禁止又は制限する規定がありますが、該当路線から明らかに展望できないと市長が認める広告物等については、その規定は適用しません。

(広告物等とは、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件をいう。)

